

**諮問第103号の答申**  
**経済産業省企業活動基本調査の変更について（案）**

本委員会は、諮問第103号による経済産業省企業活動基本調査の変更（平成30年以降の調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

**1 本調査計画の変更**

**(1) 承認の適否**

平成29年3月7日付け20170228統第1号により経済産業大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号の各要件のいずれにも適合しているため、「経済産業省企業活動基本調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「(2)理由等」で指摘した事項については、計画の修正が必要である。

**(2) 理由等**

**ア 報告を求める事項の変更**

**(ア) 消費税の取扱いに関するチェック欄の追加（図1参照）**

本申請では、本調査に回答するに当たっての消費税の取扱いに関するチェック欄について、これまでの「税抜き」欄に加え、「税込み」欄も設ける計画である。

図1

<b>現 行</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">(7) 消費税の取扱い (口内にしを記入)</td> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 2px;">0106</td> <td style="width: 15%; padding: 2px;">税抜き <input type="checkbox"/></td> <td style="padding: 2px;">消費税の取扱いについては、原則、税込みで記入してください。 ただし、会計処理上税込みで記入することが困難な場合は税抜きで記入し、口内にしを記入してください。</td> </tr> </table>	(7) 消費税の取扱い (口内にしを記入)	0106	税抜き <input type="checkbox"/>	消費税の取扱いについては、原則、税込みで記入してください。 ただし、会計処理上税込みで記入することが困難な場合は税抜きで記入し、口内にしを記入してください。	
(7) 消費税の取扱い (口内にしを記入)	0106	税抜き <input type="checkbox"/>	消費税の取扱いについては、原則、税込みで記入してください。 ただし、会計処理上税込みで記入することが困難な場合は税抜きで記入し、口内にしを記入してください。			
<b>変 更 案</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">(7) 消費税の取扱い (口内にしを記入)</td> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 2px;">0106</td> <td style="width: 15%; padding: 2px;">税込み <input type="checkbox"/></td> <td style="width: 15%; padding: 2px;">税抜き <input type="checkbox"/></td> <td style="padding: 2px;">消費税の取扱いについては、原則、税込みで記入してください。ただし、会計処理上税込みで記入することが困難な場合は税抜きで記入してください。<b>選択した記入方法の口内をチェックしてください。</b></td> </tr> </table>	(7) 消費税の取扱い (口内にしを記入)	0106	税込み <input type="checkbox"/>	税抜き <input type="checkbox"/>	消費税の取扱いについては、原則、税込みで記入してください。ただし、会計処理上税込みで記入することが困難な場合は税抜きで記入してください。 <b>選択した記入方法の口内をチェックしてください。</b>
(7) 消費税の取扱い (口内にしを記入)	0106	税込み <input type="checkbox"/>	税抜き <input type="checkbox"/>	消費税の取扱いについては、原則、税込みで記入してください。ただし、会計処理上税込みで記入することが困難な場合は税抜きで記入してください。 <b>選択した記入方法の口内をチェックしてください。</b>		

これについては、これまで「税抜き」欄にチェックがなされていない調査票について、「税込み」で記入されたものなのか、「税抜き」で記入されつつもチェックを忘れていただけなのか直ちには判断できなかったことを踏まえ、回答された内容の正確な取扱いを確保しようとするものであるとともに、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）に対応して、将来的に、税

込みに補正したデータによる統一的な集計（以下「税込統一集計」という。）を行うことを念頭に置いたものであることから、適当である。なお、税込統一集計については、可能な限り早期に実現されることを期待する。

**(イ) 従業者数の把握における正社員・正職員以外の項目名称の変更**

本申請では、従業者数の把握における正社員・正職員以外の項目名称について、以下のとおり、変更する計画である。

- ① 「パートタイム従業者」を「正社員・正職員以外（パート・アルバイトなど）」に変更する
- ② 「臨時・日雇雇用者」を「臨時雇用者」に変更する。

これらは、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）における整理を踏まえ、他の統計調査の結果との比較可能性の向上に資するものであることから、適当である。

**(ウ) 「有形固定資産の当期除却額」の項目名称の変更（図2参照）**

本申請では、「固定資産の増減」に関する項目のうち、「有形固定資産の当期除却額」の項目名称を「有形固定資産の当期減少額」に変更する計画である。

これについては、これまでの本調査において、有形固定資産については「除却額」、無形固定資産については「減少額」と、両者の間に用語の相違があった一方で、双方の定義・範囲が同じであることから、用語の統一を図ろうとするものであり、この変更自体は、適当である。

図 2

	(3) 固定資産の増減													(年度)								
	区 分			十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区 分			十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
現 行	有形固定資産の当期取得額			0441								有形固定資産の当期除却額			0444							
	うち、情報化投資			0442																		
	無形固定資産の当期取得額			0443								無形固定資産の当期減少額			0445							
変 更 案	有形固定資産の当期取得額			0441								有形固定資産の当期減少額			0444							
	うち、情報化投資			0442																		
	無形固定資産の当期取得額			0443								無形固定資産の当期減少額			0445							
統 計 委 員 会 修 正 案	有形固定資産の当期取得額			0441								有形固定資産の当期減少額			0444							
	うち、情報化投資			0442																		
	無形固定資産の当期取得額			0443								無形固定資産の当期減少額			0445							

(注) 「有形固定資産の当期減少額 (0444)」及び「無形固定資産の当期減少額 (0445)」は、減価償却額を含めず、当期の売却、除却、廃棄、滅失による減少額を記入してください。  
減価償却費については、有形固定資産に関する額及び無形固定資産に関する額の合計を「減価償却費 (0513)」に記入してください。

しかしながら、以前から「減少額」の用語を用いている「法人企業統計調査」（財務省所管の基幹統計調査）においては、「減少額」について、減価償却費も含む包括的な用語として用いているのに対して、本調査では、減価償却費は費用の一部として別途把握しており、「減少額」の定義・範囲には含まれていない。このため、双方の統計調査に回答している報告者において、記入範囲に紛れが生じ、正確な結果が得られなくなるおそれがある。ついては、調査票の中に具体的な注釈を付し、正確な記入を確保する必要があることを指摘するとともに、公表する際に、利用者に紛れが生じないよう、配慮する必要がある。

また、今回の変更は、「除却額」から「減少額」に項目名称を変更するものの、用語の定義・範囲に変動が生じるものではない。しかし、集計結果に何ら説明を加えない場合、利用者が時系列比較等を行う際に疑義を生じるおそれがある。ついては、公表する際に、変更前の「除却額」と変更後の「減少額」の定義に変更がない旨の明示等についても、併せて配慮する必要がある。

#### **(エ) 「企業経営の方向」についての選択肢の変更**

本申請では、「企業経営の方向」に関する項目のうち、企業の機関設計に関する事項及びストック・オプション制度の実施状況に関する事項について、選択肢を変更する計画である。

これについては、行政ニーズを踏まえた見直しであるとともに、回答上の選択肢が若干増えるにとどまるものであり、報告者負担が著しく増加するものではないことから、適当である。

#### **イ 報告を求める事項の新設**

本申請では、報告を求める事項として、新たに法人番号を追加する計画である。

これについては、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）において示された「企業を対象とする統計調査における法人番号の利活用について検討」する旨の課題に対応するものであることから、適当である。

なお、平成31年調査以降については、平成30年調査で回答された法人番号をプレプリントする形で報告負担の軽減が図られる予定であり、この対応についても、適当である。

#### **ウ 集計事項の変更**

##### **(ア) 報告を求める事項の変更に伴う集計事項の変更等**

本申請では、報告を求める事項の変更に伴い、集計事項の一部を変更するほか、集計事項間の整合を図るための表章区分の変更を行う計画である。

これについては、報告を求める事項の変更に伴う機械的な変更や、表章区分の軽微な変更であることから、適当である。

### (イ) 秘匿箇所が多い集計の一部取りやめ

本申請では、確報の集計表のうち、秘匿箇所が多い集計表の一部項目について、集計を取りやめる計画である。

これについては、①秘匿箇所が多く、従前から利活用面での制約が大きいものについての取りやめであること、②秘匿作業のために要している多大な労力を軽減し、それにより得られるリソースを活用することで、後記エに記載する確報に係る公表時期の早期化のほか、集計結果の精度向上や要因分析の充実により、統計の有用性の向上を図ることとしていることから、適当である。

### エ 公表時期の変更

本申請では、前記ウ（イ）による集計事項の見直しにより得られるリソースを活用し、確報の公表を1か月早期化する計画である。

これについては、利用者の利便性の向上に資するものであることから、適当である。

## 2 統計委員会諮問第22号の答申（平成22年1月25日付け府統委第9号）で示された「今後の課題」への対応状況

本調査については、統計委員会諮問第22号の答申時において、①企業活動に関する統計の体系的な整備、②調査対象範囲及び規模の見直し等が課題として指摘されていた。

これらの課題については、その後、第Ⅱ期基本計画における「事業所母集団データベースを活用し、企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供について検討する」旨の課題に引き継がれ、関係8府省による「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議」において「企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供について、対象となる各統計調査の結果を事業所母集団データベースに登録した上で、結合集計した結果を提供する方向で、段階的な取組を進める」旨の結論が得られたところである。

企業統計の整備については、第Ⅱ期基本計画を引き継ぐ新たな計画の策定に係る審議においても検討される見込みであるが、各府省においても、今後、当該結論に沿った調査横断的な検討及び対応が進展することを期待する。

## 3 オンライン調査の推進

オンライン調査については、第Ⅱ期基本計画において、「統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を導入している調査は、オンラインによる回収率の向上方策について事前に検討する」旨が示されているなど、その推進に取り組むことが求められている。

本調査においては、郵送による回答のほか、従前からオンラインによる回答も可能となっており、オンライン提出率は、平成25年が24.5%、26年が26.9%、27年が29.5%と増加傾向にある。

これについて、経済産業省は、①督促業務におけるオンライン提出の推奨、②調査

票に「調査対象ID」及び「確認コード」等をあらかじめ記載することによるオンライン提出への誘導、③オンライン提出に関する問い合わせに対する丁寧な対応等を行っており、これらの取組により、オンライン提出率が年々上昇しているものと評価できるところである。しかしながら、本調査が、一定規模以上の企業については全数調査として行われており、反復継続的な形で調査が実施されていることなどを鑑みると、今後もオンライン提出率の向上を図る余地があるものと考えられるところであり、更なる利用促進を期待する。

#### 4 今後の課題

「固定資産の増減」に関する項目のうち、「有形固定資産の当期除却額」の項目名称を「有形固定資産の当期減少額」に変更することに関連し、次に掲げる事項を、課題とする。

- ① 「有形固定資産の当期除却額」を「有形固定資産の当期減少額」に変更することに伴う回答状況の変化について検証すること。
- ② 有形固定資産及び無形固定資産に係る「減少額」の定義・範囲が、他の統計調査と異なることを踏まえ、その関係も含めて、本調査における把握方法について再整理すること。